

公益社団法人 日本顕微鏡学会  
九州支部規則

制定：平成 26 年 10 月 13 日

改正：平成 29 年 1 月 21 日

改正：平成 30 年 1 月 27 日

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人日本顕微鏡学会九州支部規程（以下、支部規程）第 16 条に基づき、支部規程の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支部事務所)

第2条 九州支部の事務所は、原則として支部長の所属機関内に設ける。

(支部長候補の選出)

第3条 支部規程第 4 条に基づく支部長候補の選出方法について、以下の手順とする。

- 2 支部役員による支部長候補者選挙を実施し、支部評議員会および支部集会において承認を得る。

(支部長を除く支部役員候補の選出)

第4条 支部規程第 4 条に基づく支部長を除く支部役員候補の選出方法について、以下の手順とする。

- 2 副支部長候補者および支部幹事候補者の選出については、支部長候補者が選任し、支部評議員会および支部集会において承認を得る。
- 3 副支部長候補者および支部幹事候補者は正会員で、選任前に本人の承諾を得ているものとする。
- 4 支部役員の構成は医学・生物系会員と物質・材料系会員の両者を含むことが望ましい。

(会長を除く理事候補の選出)

第5条 法人役員選出規程第 4 条に基づく会長を除く理事候補者選挙について、以下の手順とする。

- 2 医学・生物系と物質・材料系のバランスを考慮しつつ、支部役員会で候補者を選出し、支部評議員会および支部集会で報告する。

(代議員の選出)

第6条 法人代議員選出規程第2条に基づく支部での代議員の選出方法について、以下の手順とする。

- 2 法人代議員選出規程第4条に基づき、自薦または推薦を受けた代議員候補者の名簿を選挙管理委員会へ提出する。
- 3 選挙管理委員会の管理のもとで、支部の正会員による選挙を行い、得票数上位者より理事会にて定められた代議員定数を代議員として選出する。
- 4 理事会にて定められた代議員定数の約1割の補欠代議員を得票数により順位をつけて選出する。

(支部評議員の選出)

第7条 支部評議員を本部代議員の定数の2倍数を元に、代議員候補者より、支部役員会にて選出する。

- 2 ただし、九州支部の円滑な運営上、また九州支部の活性化のために必要と認められる場合は、若干名(5名以内)を支部役員による推薦で支部評議員に選出することができる。
- 3 支部評議員の選任については、支部評議員会および支部集会において承認を得る。
- 4 支部評議員の分野別構成人数は医学・生物系と物質・材料系でバランスを考慮する。

(支部顧問の選出)

第8条 支部顧問を若干名、支部役員会にて選出する。

- 2 支部顧問の選任については、支部評議員会および支部集会において承認を得る。
- 3 支部顧問は法人役員または支部長経験者等から選出する。
- 4 任期は支部長任期と同じとする。なお再任は妨げない。

(構成員の補充、追加、変更)

第9条 代議員および支部評議員の退任による補充、および追加、変更は法人代議員選出規程第6条2に定められた補欠代議員による補充、および支部規則第7条に定められた支部評議員の選任方法を適用する。

- 2 支部役員の退任による補充、および追加、変更は次の通りとする。
  - (1) 支部長の退任による補充候補者は副支部長とする。
  - (2) 副支部長の退任による補充候補者は、支部幹事の互選によって選任する。
  - (3) 支部幹事の退任による補充候補者、支部幹事の追加、変更の候補者は支部

長が選任する。

- (4) 支部役員の退任による補充、および追加、変更については、支部評議員会および支部集会において承認を得る。

(会議)

第10条 支部役員会、支部評議員会については支部規程第10条、および第8条による。

- 2 各事業年度に2回以上の支部役員会を実施する。
- 3 支部役員会は、支部役員の2/3以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した者については、出席者と見なす。
- 4 支部評議員会は、支部評議員の2/3以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した者については、出席者と見なす。

(講演会事業)

第11条 各事業年度に1回以上の支部学術講演会を実施する。

- 2 次に挙げる内容を実施することができる。
  - (1) 共通セッション
  - (2) 医学・生物系セッション
  - (3) 物質・材料系セッション
  - (4) 特別講演
  - (5) シンポジウム
  - (6) 企業展示
  - (7) 一般来聴者向け講演やセミナー
- 3 各セッションの発表の中から、優秀なものに賞を選定し、表彰することができる。
- 4 そのほか、実施する内容、開催要領および詳細は、担当支部幹事もしくは事業担当支部委員を長とする支部学術講演会実行委員会が決める。

第12条 顕微科学に関連する講演会あるいは講習会を開催することができる。実施する内容の詳細は担当支部幹事もしくは事業担当支部委員が発案し、支部評議員会に諮る。

(調査研究事業)

第13条 九州地区における顕微科学の発展のために、調査研究を行うことができる。実施する内容の詳細は担当支部幹事もしくは事業担当支部委員が発案し、支部評議員会に諮る。

(表彰・奨励事業)

第14条 九州地区における顕微科学の発展のために、表彰・奨励、助成を行うことができる。実施する内容の詳細は担当支部幹事もしくは事業担当支部委員が発案し、支部評議員会に諮る。

(規則の改廃)

第15条 この規則を改廃する場合は、九州支部評議員会の決議を要する。

附則

1. 平成26年12月6日 制定 施行 第56回九州支部総会にて決議。
2. 平成27年11月21日 一部改訂 第57回九州支部総会にて決議。  
支部代議員を支部評議員へ変更
3. 平成28年12月3日 改訂 第58回九州支部集会にて決議。  
支部総会を支部集会へ変更  
条の順を入れ替え  
支部顧問の選出を新規に追加  
代議員選出に関して一部改訂
4. 平成29年12月1日 改訂 第59回九州支部集会にて決議。  
支部規程の変更に伴う条番号の修正